

公 示 日：2026年2月12日（木）

調達管理番号：25a00929

国 名：カメルーン国

担 当 部 署：経済開発部 農業・農村開発第2グループ第5チーム

調 達 件 名：カメルーン国バリューチェーンの強化を通じたコメ振興プロジェクト（業務調整／研修）（現地滞在型）

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用（現地滞在型）」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付、期間等

- （1）担当業務：業務調整／研修
- （2）格付：4号
- （3）業務の種類：専門家業務
- （4）在勤地：ヤウンデ市
- （5）全体期間：2026年4月上旬から2027年10月中旬
- （6）業務量の目途：16人月

2. 業務の背景

カメルーン共和国（以下、「カメルーン」という）において農業は、就業人口の約53.3%（2010年）、GDPの22.7%（2014年）を占める基幹産業である。主要な農産品は料理用バナナ（プランテン）、キャッサバ、ヤムイモ等で、伝統的に主食とされてきたが、近年は都市部を中心にコメ食やパン食が広がりを見せている。

カメルーンのコメ消費量は2010年ころから増加傾向にあり、FAOSTATによると、国内全体では約40万トン（2010年）だったが、2018年には約120万トン超となっている。一方、同時期の国内生産量は約10～30万トンを推移しており、消費の多くを輸入に頼っている。

2009年に策定した第一期国家稲作振興戦略文書（“National Rice Development Strategy”）では、コメ生産量を約10万トン（2008年）から約97万トン（2018年）に伸ばすことを目標に掲げていたが、実際には2018年時点では約36万トンに留ま

り、目標の 58.1%となった。2020 年に策定された「国家開発戦略 2020-2030」では、農業の近代化や自給自足を目指し、①農業生産性向上、②農業、畜産、水産養殖の近代化、③農産物生産物の輸出振興を掲げている。このうちコメ計画「Rice Plan」では、2030 年までにコメ生産量を 200 万トンに引き上げることを目指している。

JICA は陸稲生産の振興を目的に、技術協力プロジェクト「熱帯雨林地域陸稲振興プロジェクト（2011 年 5 月～2016 年 5 月）」を実施し、改良陸稲品種の導入、技術マニュアルの作成、普及人材の育成、陸稲種子生産体制の確立、収穫後処理技術の導入を行った。さらに技術協力プロジェクト「コメ振興プロジェクト（PRODERIP, 2016 年 6 月～2022 年 9 月）」を実施し、中央州・南部州・東部州での陸稲栽培地域に加え、ヌン溪谷開発公社（UNVDA）管轄灌漑地区（北西部州および西部州）において水稲栽培地域を対象にし、陸稲と水稲双方のバリューチェーンの中で、主に生産に焦点を置いたコメ生産能力の強化を行った。PRODERIP に対して実施した終了時評価（2021 年 11～12 月実施）では、当初の目標を達成し、一定の成果を得た一方で、陸稲より生産性の高い灌漑水稲への技術協力をさらに強化する必要があること、バリューチェーン全体の強化に向けて生産だけでなく販売の視点を取り入れること、そして地域の多様性を踏まえた戦略的なコメ振興とその推進に必要な関係者の能力向上が求められることが指摘された。

こうした状況を踏まえ、カメルーン政府はコメの輸入依存体質からの脱却を実現するため、引き続き PRODERIP のアプローチによるコメの品質向上に取り組みながら、種子生産、コメ生産、保存加工、販売までを含むバリューチェーン全体を強化し、コメ生産の全国展開を意識したコメ振興のための技術協力プロジェクトの実施を我が国に対して要請した。それに基づき JICA は、2022 年 10 月から 2027 年 9 月までの予定で「バリューチェーンの強化を通じたコメ振興プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」）を実施している。

なお、本専門家は 2024 年 6 月から 2026 年 6 月までの予定で派遣されている専門家（業務調整／研修）の後任専門家である。

本プロジェクトの詳細は別紙「案件概要表」のとおり。

3. 期待される成果

本専門家は、技術協力プロジェクトの「業務調整／研修」担当専門家として、他の専門家と協働して活動を計画・実施することを通じ、別紙に示したプロジェクト全体の成果の発現を目指す。本専門家に期待する具体的な成果は以下のとおり。

- (1) プロジェクト関係者間の意思疎通および活動の進捗・成果に係る情報共有が円滑に行われる。
- (2) プロジェクトの投入が計画的に行われる。
- (3) 日本側の事務・会計・庶務が滞りなく行われる。
- (4) プロジェクトの各種データが収集され、PDM および PO に基づいたモニタリングが適切に行われる。

4. 業務の内容

【業務調整】

- (1) チーフアドバイザーの運営管理業務を補佐し、協力計画を取りまとめる。年間計画の進捗状況を管理する。
- (2) 合同調整委員会への参加等を通じ、配属機関のプロジェクト実施計画を把握する。
- (3) 報告書及びモニタリングシートの作成にあたり、チーフアドバイザーを補佐する。
- (4) 各種広報媒体を通してプロジェクトを積極的に宣伝する
- (5) 日本側チームの活動に伴う公金管理、物品管理、事務・会計・庶務を取りまとめ、計画的な執行を図る。
- (6) 相手国、JICA、日本人専門家間の連絡・調整役として、JICA カメルーン事務所等と協議をしつつ活動の効率化を図る¹。
- (7) 年次計画が滞りなく進行できるよう調整する。

【研修】

- (8) 他の専門家と連携し、各種研修やワークショップの実施体制の強化の側面支援を行う²。
- (9) 相手国機関および他の専門家と連携し、研修の実施計画を立てて円滑に実施する。
- (10) 実施した研修・ワークショップの実施状況を記録する。
- (11) 実施した研修・ワークショップの結果を踏まえ、実施方法の改善やマニユ

¹ 関係者間での円滑なコミュニケーションの推進のために考えられる工夫や業務調整として求められると考える姿勢について簡易プロポーザルで提案ください。

² 研修やワークショップの計画策定・実施において留意したいことや、実施体制の強化に向けた工夫について簡易プロポーザルで提案ください。

アル／ガイドラインの更新などについて、相手国機関および他の専門家の活動を側面支援する。

簡易プロポーザルで特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

No.	提案を求める項目	業務の内容での該当箇所
1	C/P、専門家との関係性構築に向けた取り組み方針	(6) (8) (9)
2	研修やワークショップの計画策定・実施および実施体制の強化に向けた工夫	(8) (9)

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	業務調整に係る各種業務及び研修に係る業務
語学の種類	フランス語（英語ができることが望ましい）

5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	部数	言語	形態
ワーク・プラン ³	渡航開始より 1カ月以内	経済開発部	－	日本語	電子データ
		カメルーン事務所	－	英語	電子データ
			－	日本語	電子データ
		C/P 機関	－	英語	電子データ
3か月報告書	渡航開始より 3か月ごと ⁴	国際協力調達部 (C.C. 経済開発部)	－	日本語	電子データ
業務進捗報告書	渡航開始より 6か月ごと	国際協力調達部 (C.C. 経済開発部)	－	日本語	電子データ

³ 現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載する。以下の項目を含むものとする。①プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)、②プロジェクト実施の基本方針、③プロジェクト実施の具体的方法、④プロジェクト実施体制(JCCの体制等を含む)、⑤PDM(指標の見直し及びベースライン設定)、⑥業務フローチャート、⑦詳細活動計画(WBS: Work Breakdown Structure等の活用)、⑧要員計画、⑨先方実施機関便宜供与事項、⑩その他必要事項

⁴ 個人コンサルタントの場合は、最初の報告書は、2か月目終了後に速やかに提出する。

		JICA カメルーン事務所	－	日本語	電子データ
業務完了報告書	契約履行期限 末日	経済開発部(C.C.国際協力調達部)	1部	日本語	電子データ
		カメルーン事務所	－	日本語	電子データ

6. 業務上の特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地渡航は2026年6月上旬出発を想定していますが、公用旅券発給や受入れ確認の取付状況により前後する可能性があります。具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定することとします。

② 現地での業務体制

本プロジェクトに係る現地業務従事者は以下の通りです。

ア チーフアドバイザー／広域協力

イ コメバリューチェーン（加工、マーケティング、販売促進）

ウ 業務調整／研修（本専門家）

エ 陸水稻栽培、種子生産、収穫後処理

※ ア、イは専門家として派遣中、エは派遣予定。本専門家は2026年6月までの任期の「ウ 業務調整／研修」専門家の後任として派遣予定。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料をJICA経済開発部農業・農村開発第2グループ第5チームから配付しますので、edga2@jica.go.jp宛にご連絡ください。

・専門家活動報告（業務調整／研修／モニタリング、2023年～2024年）

・プロジェクトモニタリングシート（業務調整専門家が取りまとめる予算執行状況や、研修に関する記載を含む）

② 本業務に関する以下の資料がJICAウェブサイトで公開されています。

・事業事前評価表

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2023_202004227_1_s.pdf

7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザル、プレゼンテーション資料の提出期限	2026年2月25日12時まで
2	プレゼンテーション評価実施案内	2026年3月6日
3	プレゼンテーション実施日	2026年3月12日11時～12時30分
4	評価結果の通知	2026年3月17日

8. 応募条件等

(1) 参加資格のない者等：

・カメルーン国バリューチェーンの強化を通じたコメ振興プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）（調達管理番号：23a00083）の受注者（株式会社J I N）及び同業務の業務従事者

(2) 家族帯同：可

9. 簡易プロポーザル等提出部数、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数：1部

(2) プレゼンテーション資料提出部数：1部

(3) 提出方法：国際キャリア総合情報サイト PARTNERを通じて行います。(https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

10. プレゼンテーションの実施方法

簡易プロポーザル評価での合格者のうち上位2者に対し、プレゼンテーションを上述の日程にて実施します。同評価も踏まえて、最終的な契約交渉順位を決定します。プレゼンテーション実施案内にて、詳細ご連絡します。

・実施方法：Microsoft-Teams による（発言時カメラオンでの）実施を基本とします。

- ・一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
- ・使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
- ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事者以外の出席は認めません。
- ・原則として当方が指定した日程以外での面接は実施しません。貴方の滞在地によっては、時差により深夜や早朝の時間帯での案内となる場合がございます。予めご了承ください。
- ・競争参加者（個人の場合は業務従事者と同義）が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、システムが不安定になる可能性があることから認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

11. 簡易プロポーザル・プレゼンテーションの評価項目及び配点

（1）業務の実施方針等：

- | | |
|-----------------|------|
| ①業務実施の基本方針、実施方法 | 36 点 |
| ②業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

（2）業務従事者の経験能力等：

- | | |
|--------------------|------|
| ①類似業務の経験 | 20 点 |
| ②語学力 | 10 点 |
| ③その他学位、資格等 | 10 点 |
| ④業務従事者によるプレゼンテーション | 20 点 |

（計 100 点）

12. 見積書作成に係る留意点

見積書は、契約交渉に間に合うよう、事前に提出をお願いします。

本公示の積算を行うにあたっては、「業務実施契約（現地滞在型）における経理処理・契約管理ガイドライン」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/resident.html>

(1) 報酬等単価

① 報酬：

家族帯同の有無		本人のみ（家族帯同無）	家族帯同有
月額（円/月）	法人	1,185,000	1,362,000
	個人	943,000	1,121,000

② 教育費：

就学形態		3歳～就学前	小・中学校	高等学校
月額（円/月）	日本人学校	43,000	-	-
	インターナショナルスクール/ 現地校		391,000	402,000

③ 住居費：2,500ドル/月

④ 航空賃（往復）：1,355,634円/人

(2) 便宜供与内容

- ア) 空港送迎：到着時のみ、便宜供与あり
- イ) 住居の安全：安全な住居情報の提供および住居契約前の安全確認あり
- ウ) 車両借上げ：なし
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 執務スペースの提供：ヤウンデ市内の農業・農村開発省内に執務スペース提供
- カ) 公用旅券：日本国籍の業務従事者/家族は公用旅券を申請
日本国籍以外の場合は当該国の一般旅券を自己手配

(3) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA カメルーン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る

様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

(4) 臨時会計役の委嘱

業務に必要な経費については、JICA カメルーン事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。関連するオリエンテーション（オンデマンド）の受講が必須となります。

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

(5) その他留意事項

なし

以上

更新日：2025年11月18日
業務主管部門名：経済開発部
課名：農業・農村開発第二グループ第五チーム

案件概要表

1. 案件名 (国名)

国名：カメルーン共和国
案件名：(和名) バリューチェーンの強化を通じたコメ振興プロジェクト
(英名) Project for Irrigated and Rainfed Rice Development
by Reinforcing the Value Chain
(仏名) Projet de Développement du Riz Irrigué et Pluvial par
le Renforcement de la Chaîne de Valeur

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における農業セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け
カメルーン共和国（以下、「カメルーン」という）において農業は、就業人口の約53.3%（2010年）、GDPの22.7%（2014年）を占める基幹産業である。主要な農産品は料理用バナナ（プランテン）、キャッサバ、ヤムイモ等で、伝統的に主食とされてきたが、近年は都市部を中心にコメ食やパン食が広がりを見せている。

カメルーンのコメ消費量は2010年ころから増加傾向にあり、FAOSTATによると、国内全体では約40万トン（2010年）だったが、2018年には約120万トン超となっている。一方、同時期の国内生産量は約10～30万トンを推移しており、その多くを輸入に頼っている。2020年に策定された「国家開発戦略2020-2030」では、農業の近代化や自給自足を目指し、①農業生産性向上、②農業、畜産、水産養殖の近代化、③農産物生産物の輸出振興を掲げている。このうちコメ計画「Rice Plan」では、2030年までに200万トンのコメ増産を目指している。

2009年に策定した第一期国家稲作振興戦略文書（“National Rice Development Strategy”）では、コメ生産量を約10万トン（2008年）から約97万トン（2018年）に伸ばすことを目標に掲げていたが、実際には約36万トン（2018年）に留まり、目標の58.1%となった。NRDSの第二期（2020～2030年）では、2030年までに生産量約201万トンを目指している。

JICAは陸稲生産の振興を目的に、技術協力プロジェクト「熱帯雨林地域陸稲振興プロジェクト（PRODERiP, 2011年5月～2016年5月）」を実施し、改良陸稲品種の導入、技術マニュアルの作成、普及人材の育成、陸稲種子生産体制の確立、収穫後処理技術の導入を行った。さらに、コメの自給率向上には安定した収量が見込め

る灌漑稲作の強化が必要であるとの認識のもと、陸稲稲作に加え、灌漑稲作地域での生産量増加を目指した技術協力プロジェクト「コメ振興プロジェクト (PRODERIP, 2016年6月～2022年9月)」を実施中である。中央州と南部州、東部州とヌン渓谷開発公社管轄灌漑地区（北西部州および西部州）において、陸稲と水稲双方の種子生産から販売・消費に至るバリューチェーンの中で、主に生産に焦点を置いたコメ生産能力の強化を行っている。PRODERIP に対して実施した終了時評価（2021年11～12月実施）では、当初の目標を達成し、一定の成果を得た一方で、陸稲よりも生産性の高い灌漑水稲への技術協力を強化すること、バリューチェーンの中で生産のみならず、販売の視点も含めた全体的な強化の必要性、地域の多様性を考慮した戦略的なコメ振興とその推進のための能力強化の必要性といった課題が指摘された。

こうした状況を踏まえ、カメルーン政府はコメの輸入依存体質からの脱却を実現するため、引き続き PRODERIP のアプローチによるコメの品質向上に取り組みながら、種子、生産、保存加工、販売までを含むバリューチェーン全体を強化し、コメ生産の全国展開を意識したコメ振興のための技術協力プロジェクトの実施を我が国に対して要請した。

（2）当該国に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国の対カメルーン国別開発協力方針（2016年）における重点分野は、①教育を中心とする人的資源開発、②中小企業振興等を中心とする経済開発、③農業・農村開発である。農業はカメルーンの基幹産業である一方、小規模農家の収入は停滞傾向にあり、農家の所得向上が急務となっている。特に主要農作物の一つと位置付けられているコメの生産面積は、輸入量を大幅に下回っており、食料安全保障や貧困削減の観点からも重視されている。本協力は、グローバルアジェンダ「農業農村開発（持続可能な食料システム）」のクラスター「アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）」の推進に資する協力と位置づけられる。

（3）他の援助機関の対応

国連農業開発国際基金（IFAD）が、「バリューチェーン開発支援プロジェクト Commodity Value Chain Development Support Project (PADFA)」の第2フェーズ（フェーズ1は2010～17年）を2020年から6年間、北部州、極北部州、北西州、西州の約32,000世帯の農家を対象に行っている。コメとタマネギのバリューチェーン全体の改善を通じた収入向上を目指している。予算規模はIFADの4,700万米ドルの融資に加えて、カメルーン政府から870万ドル、受益者負担の210万ドルを含む、1,080万ドルが国内協調融資である。

3. 事業概要

(1) 事業目的

(2) コメ振興を全国展開することによる食糧自給率の向上、またコメ振興を主導する MINADER(農業農村開発省)および UNVDA(ヌン渓谷開発公社)の能力強化を通じて、カメルーンの農業生産基盤を整備し、食糧の安定供給に寄与するものである。

(3) プロジェクトサイト／対象地域

中央州、東部州、南部州の陸稲栽培適地、及びヌン渓谷開発公社 (Upper Nun Valley Development Authority 以下、UNVDA) 管轄灌漑開発地区 (北西部及び西部州)

(4) 本事業の受益者 (ターゲットグループ)

直接受益者：MINADER および UNVDA 職員・普及員、農家代表者、
機械オペレーター

最終受益者：中央州、南部州、東部州のコメ生産農家、及び UNVDA 管轄灌漑
開発地区のコメ生産農家

(5) 総事業費 (日本側)：6.7 億円

(6) 事業実施期間

2022 年 10 月～2027 年 9 月 (5 年間 計 60 カ月)。なお、プロジェクトの開始は、日本人専門家が現地に到着し活動を開始した時からとする。

(7) 事業実施体制

和名 農業・農村開発省 / ヌン渓谷開発公社

英名 Ministry of Agriculture and Development /
Vallée du Noun Upper Noun Valley Development

仏名 Ministre de l'Agriculture et du Développement Rural /
Authority Société de Développement de la Haute

(8) 投入 (インプット)

1) 日本側

① 専門家派遣 (合計約 266.1 人月)：

長期専門家：1. チーフアドバイザー/広域協力

2. 業務調整/研修/モニタリング

3. コメ栽培 (種子、生産、収穫後処理)

4. コメバリューチェーン(加工、マーケティング、販売促進)

短期専門家：収穫・収穫後処理/農業機械

種子純化/品種選抜技術

連作障害対策

マーケティング/販売促進

② 研修員受け入れ：検討中

③ 機材供与：検討中

2) カメルーン国側

① カウンターパートの配置

② プロジェクト管理ユニットの運営

③ プロジェクト執務室の運営

④ プロジェクト実施に必要なサイトおよび施設、安全対策上必要な機材

(9) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

カメルーンは「アフリカ稲作振興のための共同体 (CARD)」の第1グループとなっており、JICA はこれまで、熱帯雨林地域での陸稲生産の普及を目的とした「熱帯雨林地域陸稲振興プロジェクト (PRODERIP)」を通じて、普及員が陸稲栽培の普及を実施し、農業・農村開発省 (MINADER) による種子生産・配布 などに取り組んできた。「コメ振興プロジェクト (PRODERIP)」では、対象作物に水稻を加え、コメの付加価値向上にも取り組んだ。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

IFAD が支援を行っている Commodity Value Chain Development Support Project の第二フェーズ (PADFA2) が 2020 年より開始されており、コメとタマネギのバリューチェーン改善を目的として主に西部地域と北部地域で展開している。PADFA2 は本プロジェクトと対象地域が一部重なること、また IFAD が倉庫や灌漑施設改修などのインフラの整備に重点を置いているという点から、互いに連携が期待できる。

(10) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠

本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限と判断されるため。

2) 横断的事項：特になし

3) ジェンダー分類：GI (ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件)

<分類理由> 受益者である農家の男女間の仕事の役割やニーズが異なることを前提におき、開発計画に女性の意見が適切に反映されるよう工夫するなど、ジェンダー視点に立った具体的な取り組みを本事業の活動に組み入れるよう、

詳細計画策定調査にて確認の上、具体的な取組を検討する。

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：MINADER および UNVDA により、対象地域におけるコメの生産と売上が増加する。

指標及び目標値：

- 1) 対象農家以外の農家のコメ生産が増加する
- 2) 対象農家以外の農家のコメ販売が増加する

(2) プロジェクト目標：MINADER および UNVDA のコメ振興のための能力強化を通じて、対象農家のコメの生産と販売が増加する。

指標及び目標値：

- 1) 対象農家のコメ生産が増加する
- 2) 対象農家のコメ販売が増加する
- 3) コメ振興にかかわる関係者の能力が高まったと評価される

(3) 成果

成果1：効果的なコメ振興に向けたプロジェクト戦略の策定のために、コメ栽培農家のニーズと能力が明らかになる。

成果2：農家が品質の良い種子を入手しやすくなる。

成果3：対象地域で稲の生産性（t/ha もしくは t/農家）が向上する。

成果4：収穫したコメの品質（白度/純度）が向上する。

成果5：対象農家が生産したコメの売上が増加する。

成果6：プロジェクトのコメ普及の知識・経験が、MINADER や他の実施者によって整理されて国内外に広まる。

(4) 主な活動

1-1. コメに関する既存情報(特に前フェーズから)を収集し分析する。

1-2. 生産から販売までのコメ農家のニーズと能力に関する調査を実施する。

1-3. プロジェクトの戦略と詳細計画を策定する。

2-1. 種子の生産場を確立する。

2-2. 種子供給を増やすため、農民グループなどのシステムを確立する。

2-3. 種子生産と供給のためのモニタリング及びフォローアップ活動をする。

3-1. 様々な種類のコメの実用的な栽培方法を確立する。

3-2. 農家や関係者に栽培方法の研修を実施する。

3-3. 生産量を増やすためのモニタリングとフォローアップ活動を行う。

4-1. 農民や MINADER/UNVDA へ、収穫後プロセスに関する研修を実施する。

4-2. 農家が生産したコメをプロジェクトの精米技術で品質向上する。

4-3. コメの品質を改善するためのモニタリングとフォローアップ活動を行う。

- 5-1. 農家、その他(仕入・購入者)に向けて、コメの販売に関する研修を実施する。
- 5-2. 仕入・購入者とのマッチング、展示会での宣伝など、市場販売の機会を開拓する。
- 5-3. 農民によるマーケティング(販売)活動を継続させるためのモニタリングとフォローアップ活動を行う。
- 6-1. すべてのマニュアルやデータを編集し、他の地域や国に適用できるようにする。
- 6-2. TOT や OJT 等を通じて、MINADER、UNVDA、その他の利害関係者の能力開発をする。
- 6-3. プロジェクトの知見を他の地域へ発表及び活用をすることで、能力育成をモニタリングする。

5. 前提条件・外部条件

- (1) 前提条件
 - ・ 対象州における治安状況が悪化しない。
 - ・ 新型コロナウイルスの影響により海外渡航が著しく制約を受けない。
- (2) 外部条件
 - ・ 研修受講者が頻繁に異動しない。
 - ・ 必要な事業予算が確保される。
 - ・ 政治的、経済的、治安状況が悪化してプロジェクトの活動に大きな影響を与えない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

- (1) 過去の類似案件の評価

現行プロジェクトの終了時評価において、次のような教訓が得られた。
- ・ 陸稲栽培は自家消費向けであり、農家レベルのコメの安定供給、食糧の安全保障に貢献している。一方、水稻栽培は商品作物として農家の収入源になり、カメルーン国家が目指す国内生産量の増加への貢献も大きく、陸稲栽培と水稻栽培の位置づけが大きく異なる。
- ・ 農民の組織化が、技術普及や活動の持続性の面から重要。コメは比較的新しい作物のため、組織を通じて学びを共有することで、土地の整備、鳥害対策、機材の購入、販売促進などの課題に対応できる。
- ・ トレーニングを通じ、参加者が適格で実践的な技術を学ぶことが確実な技術移転につながる。研修をより効果的にするため、修了後に種などを提供し、実践

させる仕組みをいれることも重要。

(2) 本事業への活用

- ・ 天水陸稲栽培、天水水稲栽培、灌漑水稲栽培の3つの稲作形態を扱う予定だが、今後、天水陸稲栽培の割合を減らし、天水水稲栽培と、国内生産量増加への貢献が大きい灌漑水稲栽培の割合を増やすことが望ましい。具体的な割合は、追加の情報を得て、分析のち判断する。
- ・ 農業機械購入への要望が多くあったが、維持管理できる技術者が不在な上に、壊れた際の部品が入手できないなどの課題が多く、導入の際は必要性を慎重に判断する。

以上